

## 川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱

(制定)

平成18年9月12日

18川健障福第421号

健康福祉局長専決

(改正)

令和2年9月25日

2川健障福第699号

市长決裁

(最終改正)

令和5年7月28日

5健障福第484号

部长専決

(目的)

第1条 本事業は、障害児・者の日常生活上の支援、家事に関する必要な支援を行うことにより、当該対象者の地域での自立した生活の推進するために実施する。

(実施の方法)

第2条 第8条第1項により、本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、市長が指定する生活サポート事業者（以下「指定事業者」という。）からサービスを受けたときは、生活サポート費を支給する。

(支給の対象)

第3条 本事業の対象は、原則として、市内に居住する、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者ではない障害者及び障害児を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法第7条に規定する要介護者である重度の視覚障害者は、本事業による支給の対象とする。

3 第5条第2項に規定する支援については、原則学齢児以上を対象とするが、中学3年生までは当該障害児の保護者を伴うことを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者の付添いを要せず、本事業による支給の対象とする。

(1) 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき。

(2) 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき。

4 第5条第3項に規定する支援については、市内に居住する障害児であって、小学校入学後6月間が経過するまでの者のうち、地域療育センター等において支援が必要と認められた者を対象とする。

5 第5条第4項に規定する支援の対象となる障害児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 12歳から15歳までの障害児であって、保護者が疾病等により当該障害児に付き添つてサービスを利用することができない者、又は、家族等の支援によって物理的に代替できない者

(2) 意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、障害支援区分6に相当する心身の状態であり、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている者

イ 最重度の知的障害のある者

6 第5条第5項に規定する支援については、市内に居住する知的障害又は精神障害を有する障害者であって、日常生活で支援の必要性がある者を対象とする。

(利用の制限)

第4条 前条の規定に関わらず、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、生活サポート費の支給決定は行わないものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による重度訪問介護または重度障害者等包括支援を受けているとき。

(2) その他サービス提供することが不適当と認められるとき。

(対象となる支援)

第5条 本事業によるサービスの類型については、生活支援（あんしんサポート）、家庭支援（障害児ファミリーサポート）、障害児重度訪問支援、家事援助等とする。

2 生活支援とは、自宅及びその周辺における相談支援、見守り、代読及び代筆、声かけ等の便宜を供与するものをいう。

3 家庭支援とは、保護者等家族に対して障害児の養育に関する相談支援の便宜を供与するものをいう。

4 障害児重度訪問支援とは、重度の肢体不自由児であって常時介護を有する障害児につき、居宅介護における身体介護、見守り支援の便宜を供与するものをいう。

5 家事援助等とは、法第5条第2項に規定する居宅介護における家事援助、川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱（18川健障福第419号）第5条第1号に規定する社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等社会参加のための外出並びに、本要綱第5条第2項に規定する生活支援を総合的に供与するものをいう。

6 次に掲げる支援及びこれに準ずる支援は、本事業の対象としない。

(1) 指定事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした支援

(2) 指定生活サポート事業者が企図する支援

(3) その他、障害児・者の日常生活上の支援として不適当と認められる支援

(サービスの類型)

第6条 本事業によるサービスの類型については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援（個別支援）

(2) 前条第2項及び第5項に該当する支援において複数の障害者に対する同時支援（グループ

支援)

(申請)

第7条 本事業の利用を希望する障害者及び障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、居住地を管轄する区長に、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号。以下「細則」という。）第3条に規定する介護給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

(調査及び支給決定)

第8条 前条の規定により申請を受けた区長は、法第20条から第27条の規定に準じて支給決定するものとする。また、必要に応じて申請者に対してサービス利用に関する情報提供を行うものとする。

2 区長は、障害者及び障害児の保護者に対し、支給決定をしたときは、細則第4条に規定する支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは、同条に規定する却下決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(サービス標準量及び支給量)

第9条 1月間あたりの生活支援のサービス標準量は、23時間とする。

2 前項の標準量を超えるサービス量の支給決定をするときは、居宅介護等利用内訳書により、サービスの利用状況にかかる内容を区長に申告し、審査を受けなければならない。

3 家庭支援等のサービス支給量は、1月間を単位とする。

4 1月間あたりの障害児重度訪問支援のサービス支給量は、248時間までとする。

5 1月間あたりの家事援助等のサービス支給量は、15時間までとする。

(受給者証の交付)

第10条 区長は、第8条により支給決定障害者等に対して、細則第5条に規定する障害福祉サービス・地域相談支接受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

2 受給者証には、費用負担額の有無、サービス支給量、支給期間を表示しなければならない。

(利用の方法)

第11条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、指定事業者に利用申し込みを行い、サービスを受けるものとする。

2 支給決定障害者等は、サービスを受けたときは、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額から生活サポート費の額を除した額（以下「利用者負担額」という。）を、サービスの提供を受けた指定事業者に支払うものとする。

(生活サポート費)

第12条 生活サポート費の額は、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額に、次の各号のいずれかの額とする。

(1) 生活支援は、100分の95に相当する額とする。

(2) 家庭支援は、100分の90に相当する額とする。

(3) 障害児重度訪問支援、家事援助等は、100分の90に相当する額とする。

ただし、家事援助及び障害児重度訪問支援については、同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政

令第10号、以下「施行令」という。) 第17条の規定に準じる。

また、平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第21条による改正前の地方税法に規定する標準税率(6%)を用いて算定するものとする。

(4) 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第1号から第3号の規定にかかわらず生活サポート費に加え、支給するものとする。

(5) 第1号から第4号にかかわらず、施行令第17条第4項に規定する者は、100分の100に相当する額とする。

2 支給決定障害者等が指定事業者から生活サポートを受けたときは、市は、当該支給決定障害者等が当該指定事業者に支払うべきサービス費用について、生活サポート費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

3 前項の規定により、指定事業者が生活サポート費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)に準じて請求するものとする。

4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し生活サポート費の支給があつたものとみなす。

5 市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

6 市は、指定事業者から生活サポート費の請求があつたときは、法29条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。

(準用)

第13条 法第7条から第12条までの規定は、本事業について準用する。

該当条文	内容
第7条	他の法令による給付等との調整
第8条	不正利得の徴収
第9条、第10条	報告等
第11条	厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等
第12条	資料の提供等

(事業者の指定)

第14条 指定事業者の指定は、次項から第4項に定めるところにより、事業を行う者による申請により、生活サポート事業を行う事業所ごとに行う。

2 本事業によるサービスを提供する事業者については、次の各号のいずれにも該当することを指定の要件とする。

- (1) 第5条に基づくサービスを、安全かつ円滑に実施する体制が確保されていること。
- (2) 生活サポートに係るサービス提供にあたっては、コーディネーター等を設置し、必要な調整を行うことができるここと。
- (3) 障害児者の福祉に対する知識と理解を有し、利用者的人権を尊重した対応ができるここと。
- (4) サービス提供者にかかる新任従事者養成研修、現任従事者研修等を実施し、サービス実施水準の確保、及び資質、技術の向上等に努める体制が確保されていること。
- (5) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）第6条から第10条、第11条、第13条から第30条まで及び第32条から第43条までの規定を満たしていること。
- 3 第5条第3項に規定する支援を実施する者は、前項の要件を満たしている者であるほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する児童発達支援に係る同法第21条の5の15第1項の指定を受けている者又は川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱（20川健障福第1551号）第2条の指定を受けている者でなければならない。
- 4 第5条第4項に規定する支援を実施する者は、第2項の要件を満たしている者であるほか、法第5条第3項に規定する重度訪問介護に係る法29条第1項の指定を受けている者でなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、法第36条第3項から第51条（ただし、第38条から第40条、第44条、第45条、第47条の規定は除く。）までの規定を、指定生活サポート事業者に準用する。この場合において、規定中「都道府県」とあるのを「市」と読み替えるものとする。

該当条文	内容
第36条	指定障害福祉サービス事業者の指定
第37条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
第41条	指定の更新
第42条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務
第43条	指定障害福祉サービスの事業の基準
第46条	変更の届出等
第48条	報告等
第49条	勧告、命令等
第50条	指定の取消し等
第51条	公示

（家庭支援の要領規定等）

- 第15条 第5条第3項に規定する支援のうち、アセスメントに使用する様式ならびに作成方法等については、障害児ファミリーサポート実施要領に定める。
- 2 第5条第3項に規定する支援を実施しようとする者は、家庭支援実施届出書（様式第1号）

を市長に提出し、前条第3項の要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づき、前条第3項の要件を満たしていることを確認したときは、家庭支援実施確認書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（サービス提供者の要件）

第16条 本事業によるサービス提供者については、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

（1）障害児者の福祉に知識と理解を有している者

（2）居宅介護従事者養成研修の修了者又は次項に定める者であり、障害児者の生活サポートを安全かつ円滑に行うことができる者。ただし、第5条第3項に規定する支援、及び第4項に規定する支援を行う場合を除く。

2 第5条第3項に規定する支援を行う場合は、前項に規定する要件を満たした者であるほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士の資格を有する者、児童福祉法第18条の4に規定する保育士の資格を有する者、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状及び同条第3項に規定する特別免許状を有する者又は児童福祉法第42条から第43条の2に規定する児童福祉施設、同法第6条2の2第2項に規定する児童発達支援及び川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱に規定する日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業において、児童指導員等として従事した年数が通算して3年以上の者であって、川崎市が実施する研修を受講した者でなければならない。

3 前項の規定する児童指導員等として従事した年数を算定する場合において、児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援、法第42条に規定する障害児入所施設及び川崎市日中一時支援（障害児一時預かり）事業実施要綱（18川健療第510号）に基づく日中一時支援（障害児一時預かり）事業に従事した年数も算入できるものとする。

4 第5条第4項に規定する支援を行う場合は、第1項の要件を満たしている者であるほか、法第5条第3項に規定している重度訪問介護の提供者でなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日において、川崎市障害児者地域生活サポート事業の委託を受けている事業者については、継続して本事業によるサービス提供ができる事業者とする。

（経過措置）

3 施行日において、川崎市障害児者地域生活サポート事業における介護人（ふれあいサポート）の養成研修を修了し、活動している者については、継続して本事業によるサービス提供が

できる者とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表1 (第11条、12条関係) 算定基準

サービス類型	報酬単価
1 生活支援	151単位／1時間まで 261単位／2時間まで 370単位／3時間まで 480単位／4時間まで 589単位／4時間超
2 家庭支援（1） 家庭支援（2） 家庭支援（3）	1521単位／月間 3001単位／月間 4480単位／月間
3 障害児重度訪問支援	報酬単価については、平成18年9月29日付 厚生労働省告示第523号において示される 「重度訪問介護サービス費」に準じる。
4 家事支援等	報酬単価については、平成18年9月29日付 厚生労働省告示第523号において示される 「居宅介護サービス費」の（ハ）を準じる（1 日3時間まで）

\* 1 算定方法については、法の行動援護の例によるものとする。

ただし障害児重度訪問支援については、法の重度訪問介護の例によるものとする。

\* 2 家庭支援については、週1回程度の支援を要する場合は家庭支援（1）、週2回程度の支援を要する場合は家庭支援（2）、概ね週3回以上の支援を要する場合は家庭支援（3）を算定する。なお、1月間の支援を包括的に評価するものであることから、実際の支援回数や支援時間数に応じた日割り又は時間割による報酬単価の変更は行わない。

(様式第1号)

年 月 日

川崎市長様

法人の団体の所在地

法人の名称

法人の代表者名

家庭支援事実施届出書

川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱第15条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 指定生活サポート事業者の名称、主たる事務所の所在地及び事業者番号並びにその代表者の氏名

2 第14条第3項の要件の該当 (該当するものに○をする。)

( ) 指定児童発達支援事業所

( ) 指定日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業所

3 添付書類

2の事業の指定書又は委託契約書の写し

(様式第2号)

川崎市指令健障第 号

法人の団体の所在地

法人の名称

法人の代表者名

家庭支援実施確認書

川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱第15条第3項の規定に基づき、家庭支援の実施要件を満たしており、当該支援を提供できることを確認します。

年 月 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定生活サポート事業者の名称、主たる事務所の所在地及び事業者番号並びにその代表者の氏名